

<研究ノート>

地域振興のための簿記の役割 (3)

—従来の農業簿記の批判的検討を中心に—

戸田 龍介

1. はじめに
2. 従来の農業簿記の問題 —教育および実務の面より—
3. 従来の農業簿記の問題 —教授理論の面より—
4. 従来の農業簿記の問題 —「規則的記録」の重要性の看過—
5. 「規則的記録」と「複式簿記」の異同
6. おわりに

1. はじめに

2010年10月に、菅直人前首相が環太平洋経済連携協定（TPP）への参加を検討すると表明してから、にわかに日本の農業について議論が沸き起こった感があった。それまでも、日本の農業の競争力向上については各所で議論が行われてきたにもかかわらず、全国的な議論とはなっていない。しかしながら、例外なき関税撤廃が原則であるTPPへの参加の是非を検討するにあたって、特に米のように高関税により国内米作農家を保護しているような分野を巡って激しい論争が沸き起こったのである。ところが、2011年3月に生じた東日本大震災やその後の原発事故の対応のため、TPP交渉参加に向けた議論・準備は事実上ストップしてしまった。TPP交渉参加の結論をまとめる時期についても、菅直人前首相は予定の2011年6月からの先送りを表明している（日本経済新聞2011.4.5.5面）。

当研究ノートをはじめとする一連の研究は、TPPへの参加の是非を直接問うものではないが、TPPについての議論の中で露になった、米を中心とする日本の農業の非効率性には大きく注目するものである。なぜ農業に注目するのかというと、農業を中心とした第1次産業と当該農産物の加工・販売を行う第2次・第3次産業が連携した「第6次産業」こそが、疲弊した地域経済を復活させる切り札となり得るからである。地域振興のためには、各地域に適した農林漁業を中心とした上記第6次産業が、産業として興る必要がある。そしてそのためには、まず川上に位置する第1次産業が産業化されている必要がある。しかしながら現状では、特に日本の農業については世界の競争力のある農業に比して、小規模化・非効率化が著しく、産業化が遅れていると言わざるを得ない。

ただし、日本の農業を効率的に運営しようという試みが無かったわけでは決してない。過去

営々として、例えば「営農指導」という名のもと、農業の効率化は試みられてきた。営農指導の中には、複式簿記に基づく簿記会計（「農業簿記」）指導も含まれていた。さらに、各地の農協あるいは営農指導員¹⁾による複式簿記に基づく農業簿記指導や、農業高校および農業大学校における簿記教育も行われてきた。また理論においても、大槻正男氏の発案による京大式農家経済簿記²⁾等の注目に値する研究もあった。しかしそれでもなお、これらの例にもかかわらず、農業簿記は農業の効率的経営に役立ってきたと言い切ることは難しいと思われる。もし、農業簿記が農業の効率化に役立っていたのなら、TPPの議論において明らかになったような日本の農業の非効率性はかなり改善されていたはずである。

なぜ、従来の農業簿記は、その研究の蓄積と農家への指導体制にもかかわらず、農業の効率的経営に寄与することが難しかったのであろうか。この問いに対する答えを探すが、当研究ノートの研究目的である。

2. 従来の農業簿記の問題—教育および実務の面より—

農業簿記は、先にあげたように、これまで各地の農協あるいは営農指導員による指導や、農業高校および農業大学校における教育として実践されてきた。ここでは、主に農業高校における農業簿記教育について、その使用教科書を参考に考察を行う。考察にあたっては、成川正晃氏（高崎商科大学短期大学部）が2011年6月24日に明治大学アカデミーコモン309D教室で行った、簿記実務研究会の研究会における報告を中心としている。

成川氏によると、現在、農業高校で使用されている教科書のうち主に簿記を扱っているものは2つあり、1つは『農業会計』（工藤・新井著1994年～）であり、もう1つは『農業経営』（七戸・工藤著2004年～）ということである。両著とも、勘定科目において農業特有の勘定科目が散見されるという。特に後著においては、「未販売農産物」という、収穫基準を適用する際の特殊な棚卸資産勘定や、「育成家畜」という、建設仮勘定のような特殊な資産勘定が使用されていることが報告された。ただし成川氏によると、前著は第2章において「複式農業簿記」として簿記一巡の手続きが説明されており、「基本的に簿記の説明としては商業簿記において説明されているところと何ら変わりはない」（成川 [2011] 2頁）。また、後著も、例題の設定が商店ではなく農業となっているが、勘定科目が商業簿記と異なるというだけで、簿記の説明としては商業簿記と同様であることが指摘されている。以上のような特徴に鑑み、成川氏は、「現在の農業簿記とは、複式簿記であり、いわゆる商業簿記による説明と大きく変わるところはない」（成川 [2011] 3頁）と結論づけている。

ここで、『農業会計』の内容に少し立ち入ってみたい。同書「まえがき」は、次のような文章で始まっている。「会計にはいくつかの方法があるが、現在では複式簿記による方法がもっともすぐれたものとされている。したがって農業経営は、商業・工業の会計とも共通する複式簿記の基本原則を理解し、記帳の実際を身につけることから始まる」（工藤・新井 [2011] i頁）。ま

た、第2章「複式農業簿記」は、次のように11項から構成されている（工藤・新井 [2011] 10-96頁）。1 簿記の基本、2 勘定科目と元帳、3 取引、4 仕訳と転記、5 伝票による仕訳、6 資産の記帳、7 減価償却の記帳、8 負債・資本の記帳、9 収益・費用の記帳、10 試算表、11 決算。もちろんの中には、農業に独特の勘定や考え方も含まれている。しかしながら、「まえがき」の文章および「複式農業簿記」の項目からも、複式簿記に基づく商業簿記がその教授の基本に据えられていることが明らかである。

また、農業高校ではないが、三重県農業技術情報システム（Mie Agricultural Techno-Information System; MATe）の農業簿記講座メニューを見ても、商業簿記の適用は強く感じられる。農業簿記講座メニューは全16回であり、HPに掲載されている講座メニューは以下の通りである。第1回 1. 農業簿記講座をはじめます 2. 簿記の種類 3. 簿記の必要性 第2回 1. 一定のルールに従って帳簿に記録する 2. 農業経営の財政状態を明らかにすること 貸借対照表 3. 農業経営の経営成績を明らかにすること 損益計算書 4. 簿記一巡の流れ 第3回 簿記記帳の開始 第4回 勘定科目の設定 第5回 1. 簿記上の取引とは 2. 取引の種類 第6回 1. 仕訳1左右に分ける 第7回 1. 仕訳2「現金」「預金」が増えたら左、減ったら右 2. 演習問題 第8回 1. 第7回までを振り返って 簿記一巡の流れ 第9回 試算表ミスチェック機能 第10回 決算1 棚卸資産の整理 第11回 決算2 固定資産の減価償却 第12回 決算3 固定資産育成高の整理 第13回 決算4 家事関連経費の整理、生産物家計仕向の計上、未収金・未払金（売掛金・買掛金）の整理 第14回 精算表の作成 第15回 1. 貸借対照表 2. 損益計算書 第16回 まとめ習うより慣れる。農業に固有の処理も、第12回および第13回において見られるものの、やはり商業簿記の教授内容と基本的に同一であると見て良いのではなかろうか。

これまでの例から指摘可能なことは、農業簿記の教授に際して、複式簿記に基づく商業簿記が単純適用されているきらいがあることである。その理由については、農業簿記の最終目標が青色申告書の作成となっているのではないかという点と、他の目的として商業簿記検定の合格とそれによる大学進学への道の確保、という点があるのではないかと推測されるのである。大学進学についての農業高校の苦難の歴史について、京都府立桂高校教諭の片山一平氏は次のように述べている。「農業高校へ行ったら大学へは行けない。農家の跡継ぎであっても大学へは行きたいので、普通科へ進む。そういう流れが70年代にはでき上がった。その後も大学・短大・専門学校への進学率は上昇を続け、今や大学進学率は50%超。専門学校・短大を含めると80%近い高校生が進学する。進学に不利というイメージが定着した農業高校が苦戦するのも当然だ」（日本経済新聞 2011.4.25.23面「教育」）³⁾。農業高校は、大学進学について不利な立場に置かれていたにもかかわらず、農業高校の在学生の進学意欲に応えようとした。当然、授業の内容も、農業の学習の中に、大学進学について有利となるようなものが組み込まれてくる。ここに、農業に固有の農業簿記ではなく、簿記検定合格に有利となる商業簿記への依拠が強くなる傾向が見取れる。そして、すべての簿記検定は複式簿記を大前提に組まれているのであるから、簿記検定合格

を視野に入れた農業高校における農業簿記教育も、当然のことながら複式簿記を大前提にして行われることになったと推測される。

しかしながら、商業簿記と農業簿記を同一視すべきでないことについては、次章で詳述する近代農学の始祖と称されるアルブレヒト・テアも次のように言っている。18世紀末のドイツにおける農業簿記の記帳形式には、「…欠点や問題点、あいまいさを残すものとなっている。これは当たりまえというべきで、商業簿記が今日の完成度にいたるために費やした努力と洞察力をどれぐらい農業に投入してきたのか疑わしく、また、商業簿記でさえなおかつ意見が割れている現状があるからである。商業簿記にさえ見られない完璧さを、農業簿記に求めるのは至難の技である」(邦訳 235 頁、「§ 233. 記帳形式の多様さ」)。さらに次のように言っている。「そのうえ、農業にも精通し同時に学問的でもある人物に、機会を与えてできるかぎり合理的で完璧な簿記の考案に到達させるべく、簿記の研究に向かわせることは無理である。時には、その時間と労力を簿記に捧げてきた者もないわけではないが、それらの者は一少なくとも私の知るかぎりでは一高度の合理的農業経営についての全般的な知識を有しないか、または必ずしも実践的にそれを実行した者ではなかった。特に農業実践の有無の点では、その方法を実際に種々の複雑な経営に適用してみることが必要と思われる。なぜなら実際にやってみると、理論では考えられないような問題点が次々に生じてくるからである」(同)。

以上のように、教育の面では、複式簿記に基づく商業簿記が、農業簿記に単純適用されてきた問題があった。この問題は、農業経営に真に役立つ農業簿記とは何かという視点ではなく、大学進学に少しでも有利となるようにという別な視点から農業簿記が見られることが多かったことに起因している。つまり、農業経営の効率化という目的とは異なる目的により複式簿記が単純適用されたわけだが、これは教育の面だけにとどまらず、実務においても同様であった。農業会計研究会の2代会長である松田藤四郎氏は、次のように述べている。「戦後簿記の普及率は急速に高まったが、最大の要因は課税対策、すなわち青色申告の普及である。ここにおいて税務会計が優先され、経営会計の立場が弱く、記帳結果が経営管理に活かされないという問題を生じている」(松田 [2000] 9 頁)。つまり、実務においても複式簿記は導入されたわけだが、その理由は、多くの論者が指摘するように、青色申告による税控除目的であった。勢い、経営会計と税務会計の矛盾が顕在化してしまうことになる。これについて、新井 [2000] は具体的に次のように述べている。「農業簿記の多くが税務会計を優先しているため、経営判断のための会計という点からみると、多くの修正が必要になる。例えば、乳牛の処分益は一定規模以下の経営では譲渡所得とされるため簿記上の収益に算入されないが、これは酪農経営の常識に反している。また税法では、固定資産は取得価額 10 万円未満 (以前は 20 万円未満) の場合、償却資産に計上する必要がないため、一部の繁殖豚は資産勘定にも、またその償却費が損益計算書にも記載されず、このまま分析すれば経営の実態を反映しなくなる等である」(新井 [2000] 204 頁)。

上記のように、日本においては、農業会計実務が税制と強く結び付いてきたわけだが、結び付

きの強さは、日本だけでなく、ドイツも同様のようである。「ドイツにおける農業簿記の普及は、所得税法の展開と密接に結びついている。すなわち、1925年の所得税法から、農業簿記の記帳結果が農業所得の算定に用いられることになり、そして、1932年の租税基本法によって初めて一定の農業者に対して農業簿記記帳の義務が導入された。その後、しだいに記帳義務の条件を満たす経営が増加するにつれ、農業簿記の普及は拡大していった」(四方 [1996] 64頁)。さらに、四方 [1996] によると、1980年の所得税法改正により、農業者は、正規の簿記による記帳が義務づけられる農業者、利益の算定に収支余剰計算を行う農業者、それ以外の記帳を必要としない農業者に分けられることになったようである(同)。ドイツにおける農業簿記について、特にその記帳義務と利益の計算方法について、2000年当時の状況を四方 [2000] の記述により見ていくことにしたい。

「現在の租税基本法の第141条によると、農林業者は、次の限界を1つでも超えると簿記の記帳義務が生じる。

- a. 売上高 50万マルク (暦年)
- b. 自分で経営している農林業用地の経済価値 4万マルク
- c. 農林業からの利益 4万 8,000 マルク (暦年)

この簿記記帳義務者は、所得税法第4条第1項により、利益の算定が経営財産 (Betriebsvermögen) の比較によって行われる。ここでいう経営財産とは自己資本のことである。経営財産の比較は次のようになる。

(当該会計年度末における経営財産) - (前会計年度末における経営財産) + (経営主の払出し) - (経営主の払込み) = (会計年度の利益または損失) (四方 [2000] 156頁)。

ここで注目されるのは、利益が期首期末の自己資本により行われる、いわゆる財産法により計算されることである。日本の青色申告制度においては、複式簿記を前提とした損益法により利益 (課税所得) が計算されるのに対して、ドイツの租税基本法による利益 (所得) 計算においては、特に複式簿記を前提としたものではないことに注意すべきである。しかも、「ドイツ農業会計はとくに税制度と密接に結びついて発展してきたが、農業者は自ら簿記を記帳するのではなく、税の申告との関連で外部の会計事務所等に委託してきた」(四方 [2000] 147頁) というのが実情のようである。注意すべき点は、ドイツでは、農業簿記と税務が強く結び付いているといっても、課税所得の計算は財産法によって行われることが多いということが指摘できる。

本章における考察の結果として、日本においては教育および実務の両面で、複式簿記が本当に農業振興・発展のためになるかどうかという点は必ずしも鑑みられることなく、別の目的のために適用されてきたことが指摘できると思われる。

3. 従来の農業簿記の問題—教授理論の面より—

前章は、従来の農業簿記の問題を、教育および実務の面から考察した。本章以降では、理論の面を中心にして、従来の農業簿記の問題を考察していきたい。考察にあたり、アルブレヒト・テア（Albrecht Daniel Thaer）を取り上げることにする。テアは、アダム・スミス『国富論』に比肩する歴史的名著と称される、『合理的農業の原理（Grundsätze der rationellen Landwirtschaft）』全3巻（相川哲夫訳。相川による訳を文中では以下「邦訳」と称する）を1809年から1812年にかけてドイツで刊行している。この『合理的農業の原理』上巻第2編「経営・農法論（エコノミー）—すなわち農場経営の諸関係，組織，管理の学—」の第5章こそが、「農業簿記」をテアが単独で著したものである。

以下に、第5章「農業簿記」の冒頭節「§ 225. 簿記の重要性」を示す。「経営を完全に、かつ合理的に管理するために避けて通れないのは、すべての経営諸関係を完璧に、かつ正確に表す簿記が必要ということである。業務について十分に学び、実地の体験を積んだ一定の水準以上の人であっても、すべての経営諸関係を一目瞭然に示すことはできないのである。経営が少しでも複雑になれば、感じとか記憶では、経営諸関係を明快に示したり、確実に規定したりすることができない。そうしなければどの仕組みが経営の最高目標の達成に正確に対応しているのか、それゆえ、その仕組みが経営の維持になるのか、改善になるのか、修正になるのかすらわからないのである」（邦訳 227 頁）。

上記文言を要約するなら、農業経営を合理的に管理するためには、記憶や勘に基づくのではなく、簿記と簿記に基づく表が必要であるということになる。ここで注意しておきたいのは、テアの言う「簿記」とは、ここでは複式簿記を指すものではなく、様々な農業関連帳簿または台帳へ記入することであり、まさに帳簿記入を意味している。また、「簿記によって与えられるような表」とは、貸借対照表や損益計算書のような財務諸表を指すものではなく、一覧表形式の帳簿を意味している。

テアによれば、「一般に簿記は、〔価値の財産変動を記録する〕実在勘定部分と、〔日々の経済活動を記録する〕名目勘定部分とに分かれ」（邦訳 227 頁）、「前者の部分は、元帳（基本簿）と称するのが常である。これは、農場をその全体像とともに個々の有益部分のすべての姿をとらえるもので、できるかぎり明快に、かつ確定的に、すべての諸関係を完璧な姿において提示するものである」（邦訳 228 頁）。この「元帳（基本簿）」には、地図類（測量地図、土地評価分級図、土地利用図）（§ 226.）や地図類に付属する台帳類（§ 227.）、および財産台帳（農場のすべての用益権、評価された土地資本、農場の年代記）（§ 229.～§ 231.）が含まれる。対して、農業的営業の日々の経済活動を記録する名目勘定としては、現金勘定簿（§ 235.）、穀物勘定簿のような現物勘定簿（§ 236.）、家畜勘定簿（§ 237.）、労働勘定簿（§ 239.）等が含まれる。さらに、「これまで見てきた台帳の類に次いで簿記の第2の主要な種類は、一覧表形式の帳簿で

ある」(邦訳 247 頁)とし、具体的には、播種一覧表 (§ 242.)、取り入れ一覧表 (§ 243.)、堆厩肥一覧表 (§ 244.)、日賃金計算書のような労働一覧表 (§ 245.) 等があげられている。

テアは上記のような具体的な帳簿(台帳)を例示しながらも、「§ 233. 記帳形式の多様さ」において次のように言っている。「記帳形式にはいろいろあり得る。今日にいたるまで、どの形式が最も合理的であり完全なものといえるのかは今なお決められないし、おそらくはそうしたものは、今なお存在しないと思われる。だから、無条件に普遍的と勧められるものはないし、経営と経営者の都合によって、多少ともベターと思われる形式を選ぶ以外に手はない」(邦訳 235 頁)。つまり、「この記帳様式はいろいろ修正できるのであって、各自の考えと目的に即して形式を工夫することができる。それを決めるのは各人の自由である」(邦訳 245 頁)のである。また、「実際上は、完成度の低いやり方でも選ばれることが多い。なぜなら、そうしたやり方でも各自の目的は十分達成されるわけで、やれもしないような高度の理想よりもよほどやりやすく、また大体において不完全なやり方のほうがやりやすいものである」(邦訳 236 頁)。つまり、不完全なやり方で構わないので、まずはベターと思われる農業についての記録形式を選び実行することが、「農業者の能力、生産諸力、資産状況に応じて、できるかぎり最高の利潤を持続的に引き出す」(§ 2. 邦訳 43 頁)という農業者の目的を達成できることになる。

本章で取り上げたテアの言説は、前々稿(戸田[2011](a))の結論と同一である。つまり、効率的な農業経営を目指すのなら、まず必要なものは「記録」であり、さらにその「記録」を統一的・規則的に記帳・記録する「規則的記録」なのではないかということである。この規則的記録を「簿記」と言い換えられるならば、記録に基づいて規則的に記帳する「簿記なくして、経営管理なし」(No Bookkeeping, No Management)ということになる。

4. 従来の農業簿記の問題—「規則的記録」の重要性の看過—

前章で見たように、テアは、農業簿記の重要性について、現代に通ずるような慧眼を有していた。ところが、そのテアにしても、複式簿記についての認識・説明については、相当苦慮したようである。テアは、複式簿記について、先にあげた「表式化法にくらべて複式簿記の仕組みは決定的に優れている」(邦訳 254 頁)し、複式簿記を会得すれば「経営の個々の細部だけでなく、相互の関連について明快に洞察でき、経営諸関係の是正を喚起できるアイディアが浮かぶ」(邦訳 262 頁)ことができるとして、基本的には称賛している。しかしながら、農業簿記を複式簿記で行うにあたり、その説明に際し壁につきあたっていたと感じざるを得ない。最大の「壁」は、我々が損益勘定と呼んでいる勘定への記入法則の説明である。この点について、まず以下のテアの説明を見てみたい。

「家畜の購入は、家畜勘定の借方にくるし、家畜の販売はその貸方にくる。家畜 1 頭が斃死すれば、これは棚卸表の貸方にくるし、続く家畜勘定の借方に転記される。たとえば乳牛が斃死すれば、その損失は酪農部門、すなわち乳牛用益勘定に回されるし、役馬が斃死すれば、損費は連

畜勘定が負担することになる。この点は、たいていの者が初めのうち壁に突き当たることの一つである。なぜなら、損費が家畜の棚卸表で借方のほうに記載されるということは奇異な感じを与えるからである。斃死によって年度末に家畜の価値が減るというかぎりでは、たしかに損費は棚卸表の借方にくる。あらゆる点においてここで大切なのは、こうした複式簿記の仕組み全体をはっきり理解しておくことであって、借方、貸方が、前者は、つまりそこに、“受け入れたもの”，そこに“向けられたもの”であり、後者は“出ていったもの、与えたもの”といった正しい意味を兼ねていることを理解さえしておけば、あれこれのむずかしさも容易に解消できる」（邦訳 260～261 頁）。

上記説明文において、「たいていの者が初めのうち突き当たる壁」であり「奇異な感じ」を抱くものに、勘定（上記文中では棚卸表）の借方に、増加だけでなく減少（上記文中では損費）も記入されることがあげられる。今日、我々は、この問題について、實在勘定と名目勘定は増加・減少が逆に記入されることを、時に残高試算表などを例示しながら説明しているのではないだろうか。しかし、テアアの生きた18世紀後半から19世紀前半において、なぜ増加はすべて借方側ではないのか、についての説明は困難を極めたと思われる。21世紀の現代に生きる我々には、複式簿記の結果から生じる貸借対照表と損益計算書をはじめから前提にしたり、資本等式を示すことにより、借方記入は増加だけでなく減少もあることを認識している。しかしながら、テアアや同時代人の研究者には、差額としての資本概念がまだなく、法的に強制されることになる貸借対照表形式自体が全体に知られていなかった⁴⁾。このような中、農業取引を複式簿記により説明することに困難が生じたと思われる。テアアは、「§ 247. 複式簿記の当初のむずかしさ」において次のように述べている。「…、複式簿記の当初のむずかしさについてはよく考えて練習を繰り返すことによって、十分克服できる。それゆえ、この種の簿記（複式簿記—戸田）を取り入れたいと考える者に勧めたいのは、1年間これを試行してみることである。同時並行して従来からの記帳を続けてみて、その中で誤りを重ねながら、複式簿記の仕組みを自ら会得していくことである」（邦訳 262 頁）。まさに、習うより慣れる、である。

テアアもうまく説明できなかった、なぜ損費という減少が借方にくるのかという問題について、今日の我々なら、費用という資本を減少させる項目が発生しているから、そしてそもそも収益という資本を増加させる項目は貸方にくるから、という説明をするのではないだろうか。その際、資本は資産とは逆の記入法則であることを、資本等式あるいは貸借対照表等式から説明するか、あるいは貸借対照表の形式を示して説明するのではないだろうか。この際、収益を資本の増加、費用を資本の減少として説明する前提として、収益・費用は資本と同性質、つまり同じ名目勘定として説明していることになる。しかしながら、テアアの説明体系の中で、資本とは土地資本であり、財産台帳の中にある實在勘定という位置づけになる（「§ 230. 土地資本の評価」）。資産とは異なる「資本」概念の確立があってはじめて、複式簿記の体系が説明可能となることに、テアアの苦闘により改めて気づかされるのである。

我々が今日知る「資本」概念が未確立な中で、複式簿記を体系的に教授するのが困難なように、実は意外なところに複式簿記の難しさは潜んでいる。それは、会計公準としては基本的なことであるが、貨幣的評価という点である。この点について、テアはまず、「…、商業簿記ではすべてをひとつの共通尺度である金銭に還元するのは比較的容易だが、農業簿記ではそうはいかない」(邦訳 235 頁, § 233.) と明確に述べている。この点は、農業簿記を考える上で大変重要となる点である。金銭に還元・換算できる「取引」があつてこそ、複式簿記による記帳に意味が生ずるのである。特に小規模農業を営む農家において、金銭に還元して意味のある取引が、実際にどれほどあるのか疑問である。

しかしながら、複式簿記という計算システムは、貨幣による統一的表示を前提としている。テアも「§ 246. 複式簿記の形式」において、次のように述べている。「もちろん絶対に必要なことは、すべてを一つの共通尺度に還元するという点であり、これは金銭以外には考えられない」(邦訳 254 頁)。そして続けて、次のように述べるのである。「なぜなら、どのような経営計算も、結局のところはすべてそこに帰着するからである。ところが、計算をやっていくうえでしばしば問題になってくるのが、必ずしも直接には金銭に還元できないような項目を、どのように金銭価格で評価すべきなのか、という点である」(同)。ここで注目したいのは、金銭への統一的還元を必須とする複式簿記という計算システムが、「評価」という行為を求めているという点である。そして、「こうした価値評価問題に当たって必要なことは、なんらかの原則であつて、常にそうした原則に基づかなければならない」(邦訳 258 頁) のである。つまり、複式簿記の適用こそが、金銭による「評価」を必要たらしめ、さらに評価を貫き通す「原則」をも必要たらしめていると考えられるのである。

以上、本章で取り上げてきたことは、「複式簿記は特殊な条件において効力を発揮するものであり、そもそも初心者には難しい」ということである。複式簿記を体系的に説明しようとすれば、土地や設備資本とは異なる「資本」概念を前提としなければ困難であつた。また、複式簿記という計算システムを取り入れようとすれば、金銭による統一的「評価」や、その評価を貫き通すための「原則」が必要となる。複式簿記は、条件が整っている場合には、次のようなテアの言う通りの効果が期待できる。「簿記(複式簿記—戸田)を会得すれば経営の個々の細部だけでなく、相互の関連について明快に洞察でき、経営諸関係の是正を喚起できるアイディアが浮かぶ。また現場に出かけることなく居ながらにして経営を正確にコントロールでき、あれこれの注意点についての指針が出せる」(邦訳 262 頁, 「§ 247. 複式簿記の当初のむずかしさ」)。しかしながら、テアの著書においても不完全な説明に終わっていることが最大の証左であるように、「複式簿記は難しい」のである。農業に複式簿記を導入することには、その基本的な諸条件が存在しているかどうかについての相当の配慮が必要であつたし、それは今でも変わらないと考えられるのである。

5. 「規則的記録」と「複式簿記」の異同

これまでの考察で注目してきたことは、「規則的記録」と「複式簿記」の関係である。現在、例えば「農業簿記」と言う場合、多くの人が複式簿記に基づく記録形式を農業にあてはめたもの、というイメージをもつだろう。しかし、規則的記録と複式簿記と区別して、その対象、評価法、資本概念さらには会計主体等、局面が異なることを指摘した方が、少なくとも今回の考察においては有益であった。

違いの焦点は、複式簿記が対象とする「取引」である。複式簿記が主に対象としてきた取引とは、日々生じる商品取引を中心としたものであり、それを名目勘定で捉えながら総体として利益額を確定させるものであったと考えられる。しかしながら、農業における自然増加は、そのような取引とは異質なものである。また、土地の肥沃度は、農業の収穫高にとっては非常に重要なので記録の対象としなければならないが、金銭評価および将来への貢献度が測定できるわけもなく、複式簿記のシステムに載せることなど現実的ではない。つまり、特に小規模兼業農家においては、複式簿記が対象としてきたような「取引」は殆ど生じないと考えられる。これについて、稲葉 [2000] は次のように言っている。「家計をともにする家族間の金銭のやりとりにも、『取引』の条件が乏しい。『取引』がなければ仕訳も不可能である。(中略) このように個人経営と法人経営はその外観に相違がないようにみえたとしても、『取引』の認識、すなわち簿記上のコストの把握の仕方には全く異なったものがある。農業会計学はどちらの経営組織を研究の対象にするのか。このことが明確に区分されていない」(167頁)。

上記の「取引」の問題は、会計主体の問題とも考えられる。そもそも、日本に多く見られる小規模兼業「農家」を、複式簿記に基づく会計を行わねばならないような会計主体と見てよいかという問題が存していたのではないだろうか。例えば、「ここに500万円の現金があってこれを農機具更新に使うか、住宅改善に使うかは家族経営がしばしば迫られる意思決定であるが、これは本来家族経営が農家というひとつの会計単位であることを意味している」(新井 [2000] 205頁)。会計が当然の前提、いわゆる公準としてきた「家計」と「経営」が分離した「会計主体」という考えは、実は通常の農家には当てはまらなかったのではないだろうか。さらに言えば、一言で「農家」と言っても、戦前の大規模専業農家と戦後農地改革で大量に生まれた小規模兼業農家を、同一の会計主体と見なして良かったのかという問題もあると思われる。

加えて戦後は、農地改革によって多数生まれた小規模農家ではなく農協が記録・記帳する主体となってしまう、特に兼業零細農家に農業に関する記録・記帳を行うインセンティブとその必要性が欠如していたことは、前稿(戸田 [2011] (b))で指摘した通りである。当該農家ではなく農協が記録・記帳する主体になっていたのではないかということについては、次の言を参照されたい。「片手間にしか農業をしなないため時間的余裕のない兼業農家は、経済事業等と金融事業の両方に関して、農協に圧倒的に依存している。必要な資金は農協が貸してくれるし、資材の購入

や農産物の販売もすべて信用事業の口座で決済できる。したがって、サラリーマンでもある農家は、農協に頼り、農協任せしておけば、彼らの農家としての地位は守られ、営農を継続できる。このため、農協は、農業地域の預金の大半を持ち、地元の農民の資産状況、家族構成、家族の職業等について詳しい情報を持っており、農民への貸付に関して圧倒的な優位を持っている。農協が経済事業等と金融事業を兼業できることが、この状況をつくり出すのに大きな貢献をしているといえよう」(八田・高田 [2010] 16 頁)。農協の存在以外にも、日本の零細兼業農家に記録・記帳のインセンティブが薄い理由として、農業経営の効率化を目指すというより、転用益の期待を担った「農地という資産維持」(渋谷 [2010] 128 頁) が別な目的としてある点もあげられよう。

さてここで、現在の日本における農業者を3つのモデルに分けて考えてみたい⁵⁾。まず、圧倒的多数を占める小規模兼業農家(土地持ち非農家を含む)を「モデル1 農家」、そして営利のかつ自立的思考を有し、農業経営を効率的に行おうとする農家を「モデル2 農家」、さらに農工商の連携により農業の産業化を目指す大規模農業法人を「モデル3 農業法人」としてモデル分けすることにしたい。すると、本論稿において議論の中心であった、効率的経営・管理を自らが目指す農業従事者というのは、「モデル2 農家」に該当すると考えられる。モデル2 農家にとって必要なのは、まず農業に関する記録をとること、さらにはその記録を規則的・統一的に行うこと、つまり「規則的記録」であることは論を俟たないだろう。これらの記録をいきなり「複式簿記」で行うことは、ただ「難しい」からというだけでなく、経営改善意欲のある農家・農業従事者に対して、真に必要な情報を提供する機会を阻害してしまう可能性もある。ここでは、次の言を参照されたい。「農水省もお金を使うなら、…青色申告特別控除55万円は複式簿記と貸借対照表に対してではなく、JAに入力してもらったのではない自前のコンピューター原簿をそのまま報告する者に100万円の補填を出す。それは産業のインフラを作り上げる努力に対する補填であって補助金ではない」(杉山 [2008] 109 頁)。

難しいが基礎的な条件が整っていればその有効性を発揮できる複式簿記は、そもそも記録へのインセンティブが働いていない「モデル1 農家」だけでなく、「モデル2 農家」にとっても必要不可欠なものではなかったのかもしれない。既述のように、「モデル2 農家」にとって真に必要なのは複式簿記ではなく規則的記録だと考えられるからである。複式簿記が真に必要なのは、農工商の連携により農業の産業化を目指す大規模農業法人である「モデル3 農業法人」なのではないか。次の表は、以上の考えを、「規則的記録」と「複式簿記」の違いを明確に示した上で一覧にしたものである。

農業を対象とした記録形式

	規則的記録	複式簿記
(主たる) 対象	面積, 数量, 等級等	外部との「取引」
測定	対象に応じた尺度による	金銭による一元評価
総計・関係	目指さない。連続記録の変化により分析を行う	行うことが前提
資本	土地資本, 実在勘定	貸方としての資本, 名目勘定
(あるべき) 会計主体	(効率的経営・管理を目指す) 農業従事者 全般 ・・・モデル2 農家	農工商の連携を目指し, 出資・分配が必要な大規模農業法人 ・・・モデル3 農業法人

上記の表より改めて明らかになるのは、規則的記録と複式簿記の違いである。ここで改めて、現代の農業問題を考えるうえで、「規則的記録」と「複式簿記」を明確に区別した方が有益ではないかと思われるのである。そうすると、取引の二元記録をすべて統一的貨幣額で行う特殊な記録形式である複式簿記との異同が際立つと考えられる。その意味で、現在効率的経営を目指す農業従事者（「モデル2 農家」）にとって真に必要とされているのは、農業に関する規則的記録であるということになろう。言うまでもないが、その規則的記録は複式簿記に基づく必要はないのである。

6. おわりに

なぜ、従来の農業簿記は、その研究の蓄積⁶⁾と農家への指導体制にもかかわらず、農業の効率的経営に寄与してきたと言い切ることができなかったのであろうか。当研究ノートでは上記の疑問に答えるべく、これまで行われてきた農業簿記について、その教育・実務・理論についてそれぞれを新たな視点から見直してみた。まず教育については、農業高校で使用されているテキストを批判的に分析した。そこから見えてきたのは、農業という特殊な分野に対して、複式簿記を無条件に前提とする商業簿記が、単純適用されていることに気づかされた。また実務については、複式簿記に基づく農業簿記を導入する目的が、青色申告における税控除目的に大きく偏っていることに気づかされた。また前稿において、特にモデル1 農家にとって、そもそも農業に関する記録・記帳をするインセンティブが各農家に欠如しており、その理由として、農家でなく農協が記録・記帳主体となっている問題があることも指摘した（戸田 [2011 (b)]）。さらに理論については、複式簿記そのものに対する問題、つまり先に述べたように農業という特殊な分野に複式簿記が本当に適合するかという重大な問題が看過されがちだったことに気づかされた。対象に対する手段の適合性の問題に加えて、会計主体の問題も看過されがちだったのではないだろうか。つまり、特に日本において、戦前の大規模専業地主と戦後の零細兼業農家は、記録・記帳の会計主体として、同じレベルで捉えていいのであろうか。さらに言えば、戦後農地改革で大量に生じた小規模兼業農家（「レベル1 農家」）を、そもそも会計主体として捉えて良かったのであろうか。

むろん、当該分野の研究者により、上述した問題点はすでに「個々」には指摘されてきた⁷⁾。ただし、これまでの農業簿記「全体」の問題として、捉えられてきたことは少なかったのではないだろうか。

上記のような従来の農業簿記に対する批判的考察により、当研究ノートでは1つの結論に到達した。農業簿記の研究、発展、普及にかけてきた先人の叡智と努力にもかかわらず、農業簿記が日本の農業の経営効率化に大きく寄与してきたと言い切れないのは何故か。それは、これまでの農業簿記が暗黙理に前提としてきた「複式簿記」にあるのではないか。そもそも、戦後農地改革後に生じ現在でもその構成比率において多数を占める零細兼業農家（「モデル1農家」）にとって、「複式簿記」は本当に必要だったのだろうか。モデル1農家は、記録をとるというインセンティブさえ欠如していたのが実情であったにもかかわらず、にである。さらに言えば、営利のかつ自立的思考を有し、農業経営を効率的に行おうとする農家である「モデル2農家」にとってさえ、「複式簿記」が必要不可欠な記録形式かどうかは疑わしい。当該「モデル2農家」にとって必要だった、そして現在も真に必要なのは、農業に関する継続的かつ規則的な記録であり、それを他の規則的記録と比較・分析することで効率的経営に資することではないだろうか。つまり、農業経営の効率化を志向するモデル2農家にとって、必要不可欠なのは「複式簿記」というより、まず「規則的記録」なのではないだろうか。換言すると、農業経営の効率化を図るモデル2農家にとりまず必要なのは、複式簿記により導出される財務諸表や青色申告書ではなく、農地台帳や農業に関する補助簿への記録・記入、あるいは土地の肥沃度や農薬管理を含めた作業手順についての規則的な記録だと思われるのである。「経験」や「記憶」に基づく「勘」ではなく、秩序ある「継続的・規則的記録」に基づく「経営」こそ、農業経営の効率化を目指す現在の日本の農家（「モデル2農家」）に求められているものだと考えられるのである。

ただし上記の結論は、モデル2農家にとってであり、これからの地域振興の最大の担い手と期待される、農工商の連携を志向する大規模農業生産法人（「モデル3農業法人」）にとっては異なるものである。「モデル3農業法人」のような一定の規模以上の農業生産法人は、複式簿記がその対象としてきたような、資金調達、雇用、税金支払、利益分配といった多様な「取引」を行う経営主体である。したがって、産業化・効率化を追求する農業生産法人のような組織にこそ、「規則的記録」だけでなく「複式簿記」が真に必要なのだと思われるのである。つまり、実は今こそ、複式簿記に基づく農業簿記が必要とされる時代がはじめて来たとも考えられるのである。しかしながら、本当に必要とされる状況が到来しているにもかかわらず、農業簿記は教育・実務・理論それぞれに関する状態を見る限りは問題が山積していると言わざるを得ない。

「今日ほど生きた農業会計が求められているときはない」（松田 [2000] 9頁）のである。そのための一歩として、今回の研究では、従来の農業簿記を批判的に検討した。そこで得られた知見は、複式簿記の特殊性の認識であり、かつまた、複式簿記は必要とされる条件のもと、はじめてその有効性を発揮できる記録形式であるという認識である。

注

- 1) 営農指導員に対する農業簿記指導も行われてきた。これについて、北田紀久雄氏は次のように述べている。「農業簿記普及活動は今日の農業改良普及センターにおける経営管理指導の重要な任務となっている。筆者らは以前、こうした普及センターにおける農業簿記学習を支援する目的で、パソコンによる農業簿記学習システムを開発したし、筆者の所属する東京農業大学では、普及員や営農指導員などを対象として40年近くにわたって、毎年農業簿記講習会を開催しており、その受講生はすでに2,000人を超えている」(北田 [2000] 114頁)。
- 2) 大槻正男氏の考案した京大式農家経済簿記は、後に自計式農家経済簿記と改称される。京大式農家経済簿記の特徴は、「企業簿記の複記式複計算簿記様式をとらず単記式複計算簿記として、経営と家計を含めている」(松田・稲本 [2000] ii頁) ところにある。なお、「この大槻簿記の精緻さと熱心な普及活動の結果、大槻簿記のファンは多く、大槻先生の人柄とも相まって一世を風靡した。しかし、高度経済成長を通して選択的拡大が進むなかで、家族経営も資本装備率が高まり変質してきたし、協業経営、生産組織、法人経営などが発展するにつれ、複式簿記による農業簿記の必要性が、また原価会計やそれと連携した経営計画手法の開発の必要性などが高まるなかで、大槻簿記からの脱却が徐々に進んできた」(同)。
- 3) これに対して桂高校では、学年・学科を超えて新技術を研究するなどのカリキュラム変更を行うことにより、農業高校復権に取り組んでいる。その結果、「懸案の大学進学でも成果が出つつある。ここ数年、1学年の生徒80人のうち5人から7人程度が国公立大学へ進んでいる。私大の環境学部への進学者も増えている」(日本経済新聞2011.4.25.23面「教育」)。
- 4) テーア自身は、次の言によると貸借対照表については知っていたようである。「…さて私(テーア)は、商人の複式簿記についてのさまざまな著作を読んだ結果、複式簿記の表示と貸借対照表(Bilanz)の考えはなるほど全体的には良いが、しかし商人の形式は農業簿記にとっては合目的ではないと確信した」(四方 [1996] 17頁)。
- 5) 農業者のレベル分けについては、神奈川大学経済学部の岡村勝義教授より有益な示唆を頂いた。記して感謝申し上げたい。
- 6) 農業簿記・農業会計に関する文献は大量に存在する。家申 [2000] は、「農業会計学文献目録(表2-1)」(家申「2000」39-53頁)として、1879年から1999年までに著された農業会計学文献を15頁にわたって掲載している。
- 7) 本稿では取り上げていない部分もあるが、農業簿記・農業会計に対する次のような問題点の指摘もある。

「今日、農業会計における問題は基本的には次の点にあるように思う。

- a. 農産物には、人手の賦課、物財の添加なしに『自然増殖』あるいは自然に増加する現象がある。
 - ア. 成長と加工努力との関連は必ずしもパラレルではない。コスト・イフェクトがとらえにくい。
 - イ. 会計処理に当たっては自然増加を無視するかどうか。
- b. 農業は、生産プロセスの区切りが明確にできない。例えば、繁殖肥育一貫経営の場合、繁殖の工程と肥育の工程に明確な区分けをすることができるか。また、成長の度合いが揃わないままに製品として出荷されることがある。製品に成長してもなお出荷されないまま維持のコストが負担されていく場合もある」(稲葉 [2000] 168頁)

また農業簿記会計研究に対する次のような内在的・根本的批判もある。「これまでの農業簿記会計研究の成果の特徴は、一般会計学の理論や技法を農業へ適用し、その有用性や妥当性を検討する傾向が強かったように思われる。しかし、その重要性を否定するわけではないが、このような、いわば受身の方法論だけではなく、今日の多様な農業経営実態の中から農業にオリジナルな簿記会計の論理を抽出し、それを理論化し、さらにそれを技法化していくという研究方法論がとられる必要があるのではないか」(大室 [2010] 244頁)。

参考 HP

三重県農業技術情報システム

<http://www.mate.pref.mie.lg.jp/keiei/index.htm>

参考文献

- アルブレヒト・テアー (Albrecht Daniel Thaer) 著, 相川哲夫訳『合理的農業の原理 (Grundsätze der rationalen Landwirtschaft) (上巻)』第1刷, 農山漁村文化協会 (農文協), 2007年。
- 新井肇稿「農業経営分析と農業会計」『農業会計の新展開 (松田藤四郎・稲本志良編著, 第Ⅲ部第3章)』, 農林統計協会, 2000年。
- 家申哲生『農業における環境会計の理論と実践』, 農林統計協会, 2000年。
- 稲葉恵一稿「農産物コスト計算の諸問題」『農業会計の新展開 (松田藤四郎・稲本志良編著, 第Ⅲ部第1章)』, 農林統計協会, 2000年。
- 大室健治稿「『書評』古塚秀夫・高田理著『現代農業簿記会計』」『農業経済研究』第81巻第4号, 2010年。
- 北田紀久雄稿「農業簿記の記帳主体形成をめぐる今日的課題—女性の経営参画とパソコン農業簿記の普及を中心に—」『農業会計の新展開 (松田藤四郎・稲本志良編著, 第Ⅱ部第2章)』, 農林統計協会, 2000年。
- 工藤賢資・新井肇著『農業会計』, 農山漁村文化協会 (農文協), 2011年。
- 渋谷住男著『戦略的農業経営』2刷, 日本経済新聞出版社, 2010年。
- 四方康行著『ドイツにおける農業会計の展開』, 農林統計協会, 1996年。
- 稿「ドイツ農業会計の展開」『農業会計の新展開 (松田藤四郎・稲本志良編著, 第Ⅱ部第4章)』, 農林統計協会, 2000年。
- 杉山経昌著『農で起業する! 脱サラ農業のススメ』第20刷, 築地書館, 2008年。
- 戸田龍介稿「地域振興のための簿記の役割 (1) —農業に対する『記録』と『関係』の視点を中心に—」『商経論叢 (神奈川大学経済学会)』第46巻第3号, 2011年 (a)。
- 稿「地域振興のための簿記の役割 (2) —農業における資金調達の見点をを中心に—」『商経論叢 (神奈川大学経済学会)』第46巻第4号, 2011年 (b)。
- 成川正晃報告「就農前簿記教育の実態把握 (1) —農業高校における簿記教育—」(簿記実務研究会研究会, 明治大学アカデミーコモン 309D 教室, 2011年6月24日)。
- 日本経済新聞 2011年4月5日, 4月25日。
- 八田達夫・高田眞著『日本の農林水産業』1版1刷, 日本経済新聞出版社, 2010年。
- 松田藤四郎・稲本志良編著『農業会計の新展開』, 農林統計協会, 2000年。
- 松田藤四郎稿「農業経営の変貌と農業会計問題」『農業会計の新展開 (松田藤四郎・稲本志良編著, 第Ⅰ部序章)』, 農林統計協会, 2000年。

当研究ノートを含む一連の研究に対して, 科学研究費補助金 (基盤研究 (c), 課題番号 23530601) を受けている。